

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

週 16 時間働いても失業ですか？（高年齢受給資格者について）

[質問] 現在、私は、昭和 14 年生まれの 77 歳の男性です。半年契約で週 30 時間の労働をしています。会社から週 16 時間（各日 4 時間×4 日）の勤務にしてくれないかと言われました。平成 11 年の 60 歳の時から雇用保険の被保険者になっております。雇用保険上、私は、どうなるのでしょうか。

[回答] 週 30 時間の労働者が、雇用保険上 30 時間から 20 時間未満の 16 時間になることは、雇用保険上の被保険者資格を失うこととなります。あなたの場合は、65 歳以上ですので、高年齢継続被保険者の資格を失うこととなります。よりわかりやすく言うと、30 時間から 16 時間になったときに、失業という状態になったわけです。

離職日以前 1 年間に、賃金支払基礎日数が 11 日以上（被保険者期間がひと月と考える）が 6 か月以上あり（ちなみに、65 歳未満の一般被保険者の場合は離職日以前 2 年間に 12 か月以上被保険者期間が必要になります。）、失業の状態の確認を受けることができれば、高年齢求職者給付金があなたに支給されます。この給付金は、一時金の形態をとっています。

この失業の状態とは、①就職したいという意志と②いつでも就職できるという能力があり、③積極的に仕事を探しているにもかかわらず、職業に就けない状態のことをいいます。

そこで、あなたの場合は、週 16 時間になっても、ハローワークに行き積極的に週 20 時間以上の仕事を探す努力をすることが必要になってきます。そして、一般には、3 か月間の給付制限がありますが、あなたの場合は、会社側から週 16 時間にしてくれないかと言われたのであれば、給付制限はないものと考えられます。そのことは、以下の記載事項からもわかります。

初めて、あなたがハローワークに求職の申し込みに行ったときに、離職票を持参しますが、その離職票の離職理由の欄の中の一番下にある 6 番 その他（1-5 のいずれにも該当しない場合）に事業主からのチェックが入っています。そして、具体的事情記載欄に「30 時間から 16 時間に勤務時間を変更した。」と記入してあると思われます。その記載事項によって、今回の失業の原因は事業主側の事情によると判断されますから、「給付制限はなし」となるわけです。

つぎに、受給資格決定日には、以前の 30 時間の労働契約書と今回変わった 16 時間の労働契約書を持参することが大切です。その日から 7 日間の待期間を経たのち、最初の失業認定日がきます。ただここに、気を付けなければならないことがあります。

それは、待期間中に 1 日当たり 4 時間以上働いた場合は 1 日分の待期間は完成されないということです。つまり、あなたが、労働をするのであれば、4 時間未満の労働をすることを考えてください。そうすれば、容易に待期間の 7 日間は完成します。

待期間完了ののち失業が認定されると、後日あなたの口座に 50 日分の高年齢求職者給付金

が支給されます。

ちなみに、あなたの離職前6か月間に支払われる賃金が毎月18万円であったとしますと、
 $18\text{万円} \times 6\text{か月} \div 180\text{日}$ （一か月30日とします） $= 6,000\text{円}$

この金額は、離職時賃金日額とみなされています。

この6,000円をハローワークからの表によって、高年齢求職者給付金の日額は4,443円になります。

そして、あなたが、1年以上の被保険者期間があれば、50日分の給付金つまり

$4,443\text{円} \times 50\text{日} = 22\text{万}2150\text{円}$ が支給されることになります。

最後に、あなたが、求職活動をして、22万2150円が支給されても、週30時間以上の就職口が見つからない場合は、今の会社で、週16時間で頑張ることは、法律上は、何ら問題はありません。

最後に、知っておくべき確認事項を掲載します。

①高年齢継続被保険者とは、

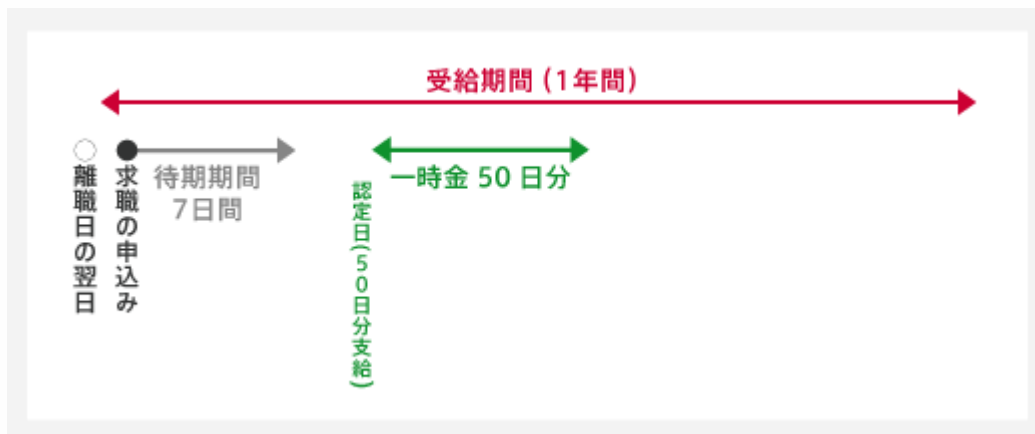
被保険者であって、同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者となる者を除く。）

②高年齢求職者給付金とは、

高年齢継続被保険者が失業し、離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上ある場合に、次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額が支給される（法第37条の2～37条の4）。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
日数	30日分	50日分

③一時金50日の人で会社都合や定年、契約期間満了による離職



④一時金50日の人で自己都合による離職

